

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1. 対象事業の目的

化石燃料の燃焼に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減を目的として、代替エネルギー供給源として注目されるのが太陽光、風力、地熱、小水力をはじめとする再生可能エネルギーである。これらは純国産のエネルギー供給源であることから、エネルギーセキュリティーの観点からも活用が期待されている。

そうした中、国においては、平成 30 年 7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2030 年、2050 年に向けた方針が示された。この中で再生可能エネルギーは主力電源化への方向性が示されており、今後さらなる導入促進が期待される。

高知県では、平成 28 年に「高知県新エネルギービジョン（平成 28 年度～平成 32 年度）」が改定され、風力発電の導入目標として、平成 26 年度時点の 36, 150kW に対して、平成 32 年度に 87, 270kW（平成 26 年度比 2.4 倍）、平成 37 年度に 103, 270kW（平成 26 年度比 2.9 倍）を掲げ、「新エネルギーのさらなる導入促進」、「新エネルギーを地域振興に生かす」の基本方針のもと、取組みが推進されている。

南国市では、「第 4 次南国市総合計画（平成 28 年度-平成 37 年度）」において、基本目標である「安全・安心のまち」の主な施策のひとつに地球温暖化防止対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進を掲げている。

土佐郡土佐町では、「第 6 次土佐町振興計画」（平成 22 年度-平成 31 年度）において、施策大綱のうち、「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくり」では、「快適で安全な生活環境づくり」として「環境・景観の保全と創造」を掲げ、新エネルギー導入の推進など、多面的な環境・景観・エネルギー施策を総合的に推進するとしている。

長岡郡本山町では「第 6 次本山町振興計画（平成 22 年度-平成 31 年度）」において、計画目標のひとつである「安全で住みよいまちづくり」のなかで「省エネルギーの推進」として、地球温暖化防止に対する町民の意識啓発を図り、一般家庭や事業所、公共施設での省エネルギー化、リサイクル化を促進し、その原因である CO<sub>2</sub> 削減に取り組むとしている。また、クリーンなエネルギーである太陽光、バイオマスなどの自然資源の積極的な活用に向けて、取り組むとしている。

長岡郡大豊町では、「第 7 次大豊町総合計画」（平成 27 年度-平成 31 年度）において、「森林資源の有効活用及び森林所有者への収益還元を目的とした「木質バイオマス発電」や山村の地形を生かした「風力発電」など再生可能エネルギーの積極的な導入を位置付けている。

本事業は、国の政策、高知県の取組みに即する当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元自治体の活性化に寄与することを目的とする。

### 2.2. 対象事業の内容

#### 2.2.1 特定対象事業の名称

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業

#### 2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

**(b) 国有林及び民有林**

対象事業実施区域及びその周囲の「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号）に定める国有林並びに地域森林計画における民有林の状況を図 3.2-14 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において、西側に国有林がある。民有林は対象事業実施区域内を含めてその周囲に定められた区域が存在する。また、対象事業実施区域及びその周囲における民有林に高知大学農林海洋科学部附属演習林及高知農業高等学校演習林が存在する。

**(c) 保安林**

対象事業実施区域及びその周囲の「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日号外法律第 35 号）により指定された保安林の分布状況は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域内において、「保安林」（水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林）に指定される区域が分布する。

**(d) 国土防災に係る指定区域**

対象事業実施区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日号外法律第 31 号）に基づく「土砂災害警戒区域」、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日号外法律第 69 号）に基づく「地すべり防止区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日号外法律第 82 号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日号外法律第 76 号）に基づく「砂防指定地」の分布状況を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域内において、「砂防指定地」が分布する。

対象事業実施区域及びその周囲における高知県が公表する土砂災害危険箇所は、図 3.2-16 に示すとおりである。また、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成 18 年 7 月）に基づく山地災害危険地区は、図 3.2-17 に示すとおりである。

**(e) 農用地区域**

対象事業実施区域及びその周囲において、『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき指定された農用地区域等は図 3.2-18 に示すとおりである。事業想定実施区域の一部に農用地区域がある。

## (b) 規制基準等

## ア. 大気汚染

## a. 大気汚染防止法

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日号外環境省令第 1 号)に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。対象事業実施区域及びその周囲の K 値は 17.5 となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の許容量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K : 大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号で定める地域ごとの限度の指標

He : 規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。

## イ. 騒音

## a. 騒音規制法

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。

特定工場等において発生する騒音、特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準などは表 3.2-34～表 3.2-38 に示すとおりである。

自動車交通騒音については、表 3.2-39～表 3.2-40 に示すとおり、南国市及び香美市では、「騒音規制法」の騒音に係る基準の区域を当てはめる地域が指定されており、各区域に自動車交通騒音の要請限度が定められている。また、土佐町、本山町、大豊町には、騒音に係る基準の区域を当てはめる地域は存在しない。

なお、いずれの区域についても対象事業実施区域及びその周囲では、騒音に係る規制地域の指定はない。

表 3.2-34 騒音規制法に基づく規制地域の指定市町村

県	市	町	村
高知	高知市、室戸市、安芸市、●南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、●香美市	いの町	芸西村

備考：●は対象事業実施区域を含む市町村を示す。

出典：「平成 29 年度騒音規制法施行状況調査」(平成 31 年 環境省水・大気環境局大気生活環境室)

表 3.2-35 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

地方公共団体名	区域の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	時間の区分					
南国市	朝	午前6時～午前8時	45	50	60	65
	昼	午前8時～午後7時	50	55	65	70
	夕	午後7時～午後10時	45	50	60	65
	夜	午後10時～午前6時	40	45	55	60
香美市	朝	午前6時～午前8時	45	50	60	65
	昼	午前8時～午後7時	50	55	65	70
	夕	午後7時～午後10時	45	50	60	65
	夜	午後10時～午前6時	40	45	55	60

出典：「平成29年度騒音規制法施行状況調査」（平成31年 環境省水・大気環境局大気生活環境室）

表 3.2-36 騒音規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバッカー
ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ホ	丸のご盤(帯のご盤と同じ)
ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典：「騒音規制法（法第2条、施行令第1条、別表第1）」（昭和43年法律第98号、最終改正：平成26年6月18日号外法律第72号）

表 3.2-37 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85dB	19:00～7:00の時間 内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その他の休日 でないこと
第2号区域		22:00～6:00の時間 内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）

表 3.2-38 特定建設作業に係る騒音の区域及び振動規制法施行規則による区域の指定

区域の区分	高知県
第1号区域	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域のうち次に掲げる区域 1 第一種区域 2 第二種区域 3 第三種区域 4 第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所 一部改正〔平成18年7月告示534号〕 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発する騒音の規制に関する基準に基づく知事の指定区域」(昭和48年高知県告示第111号)  
「振動規制法施行規則による区域の指定」(昭和54年高知県告示第566号)

表 3.2-39 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下
C区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(平成12年総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日号外環境省令第32号)

表 3.2-40 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める区域の指定

区域の区分	高知県
A区域	騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「法」という。)第3条第1項の指定地域のうち、平成11年4月高知県告示第218号(騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止。以下「平成11年4月県告示」という。)で指定した地域の類型Aの地域
B区域	法第3条第1項の指定地域のうち、平成11年4月県告示で指定した地域の類型Bの地域
C区域	法第3条第1項の指定地域のうち、平成11年4月県告示で指定した地域の類型Cの地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく知事が定める区域の定め」(平成12年高知県告示第262号)

ウ. 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：平成26年6月18日号外法律第72号)に基づき、表3.2-42～表3.2-46に示すとおり特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、振動に係る規制地域の指定はない。

表 3.2-41 振動規制法に基づく規制地域の指定市町村

県	市	町	村
高知	高知市、室戸市、安芸市、須崎市、四万十市	いの町	—

備考：対象事業実施区域を含む市町村はない。

出典：「平成29年度振動規制法施行状況調査」(平成31年 環境省水・大気環境局大気生活環境室)

表 3.2-42 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

注1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第65号)

## オ. 悪 臭

高知県では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号）第 3 条及び第 4 条に基づき、表 3.2-49 に示すとおり規制が行われており、対象事業実施区域及びその周囲の全域が規制地域に指定され、対象事業実施区域及びその周囲は第二種地域に指定されている。

表 3.2-49(1) **悪臭防止法に基づく規制地域**

町村名	指定地域
●南国市	市の区域の全域
●香美市	市の区域の全域
東洋町	町の区域の全域
奈半利町	町の区域の全域
田野町	町の区域の全域
安田町	町の区域の全域
北川村	村の区域の全域
馬路村	村の区域の全域
芸西村	村の区域の全域
●本山町	町の区域の全域
●大豊町	町の区域の全域
●土佐町	町の区域の全域
大川村	村の区域の全域
いの町	町の区域の全域
仁淀川町	町の区域の全域
中土佐町	町の区域の全域
佐川町	町の区域の全域
越知町	町の区域の全域
禰原町	町の区域の全域
日高村	村の区域の全域
津野町	町の区域の全域
四万十町	町の区域の全域
大月町	町の区域の全域
三原村	村の区域の全域
黒潮町	町の区域の全域

備考：●は対象事業実施区域を含む市町村を示す。

出典：「悪臭防止法による規制地域の指定等」（平成 24 年 3 月 31 日、告示第 253 号、高知県）  
「悪臭防止法による規制地域の指定等」（平成 24 年 3 月 30 日、告示第 59 号、香美市）  
「悪臭防止法による規制地域の指定等」（平成 24 年 3 月 30 日、告示第 30 号、南国市）